

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念 24
- 2 「三鷹市緑と水の基本計画 2027」が目指す都市の将来像 24
- 3 計画の基本方針と目標指標 31
- 4 計画の体系 36

1 計画の基本理念

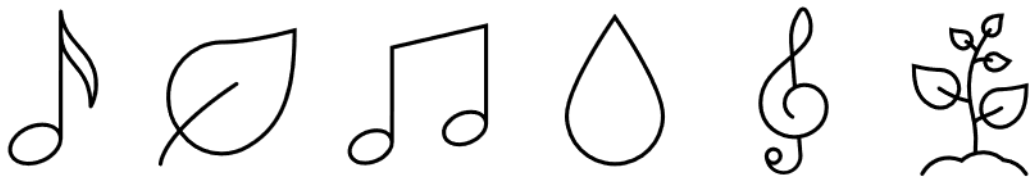
＜基本理念＞

都市の身近な自然が急速に失われていく中で、緑と水の良い環境が人間の存在と多様な動植物の生息に欠くことのできないものであることをあらためて認識し、すべての人々がこれを享受し、守り、次の世代に継承するため、市、市民及び事業者が協働して、緑と水の保全及び創出に努め、緑豊かでうるおいのある「緑と水の公園都市」の実現を図るものとします。

2 「三鷹市緑と水の基本計画 2027」が目指す都市の将来像

三鷹市基本構想では、基本目標を「あすへのまち三鷹」と位置づけ「高環境・高福祉のまちづくり」を政策の柱としています。また、災害に強く、快適で活力があり、人と環境が調和した緑と水の公園都市とすることによって、高環境のまちをめざすとしています。三鷹市の目標とする都市像は、三鷹市基本構想に定めているとおり「緑と水の公園都市」とします。

緑 と 水 の 公 園 都 市



緑と水に交わるまち 緑と水が響くまち 緑と水を楽しむまち

緑と水の交響曲（シンフォニー）

「緑と水の公園都市」とは、「持続可能な都市を目指し、公園的な空間として都市が存在するような、人にも環境にも優しい、快適空間の都市」であり、下図のようなイメージで構成されます。また、都市空間整備については、都市づくりの骨格、都市づくりの拠点、都市づくりのゾーニングの3つの視点から構築していきます。

【緑と水の公園都市のイメージ】



緑と水の公園都市



緑や水などの自然環境と
利便性が調和する質の高い都市



清潔で美しい環境が維持され、
市民がいきいきと生活する都市



安全で安心できる生活空間の中で、
市民がふれあいをもって活動する都市



郷土の歴史を大切にし、
新たな文化を創造する都市



開放された都市空間が市民の
「共有の財産」となっている都市

(1) 緑と水の骨格（軸）

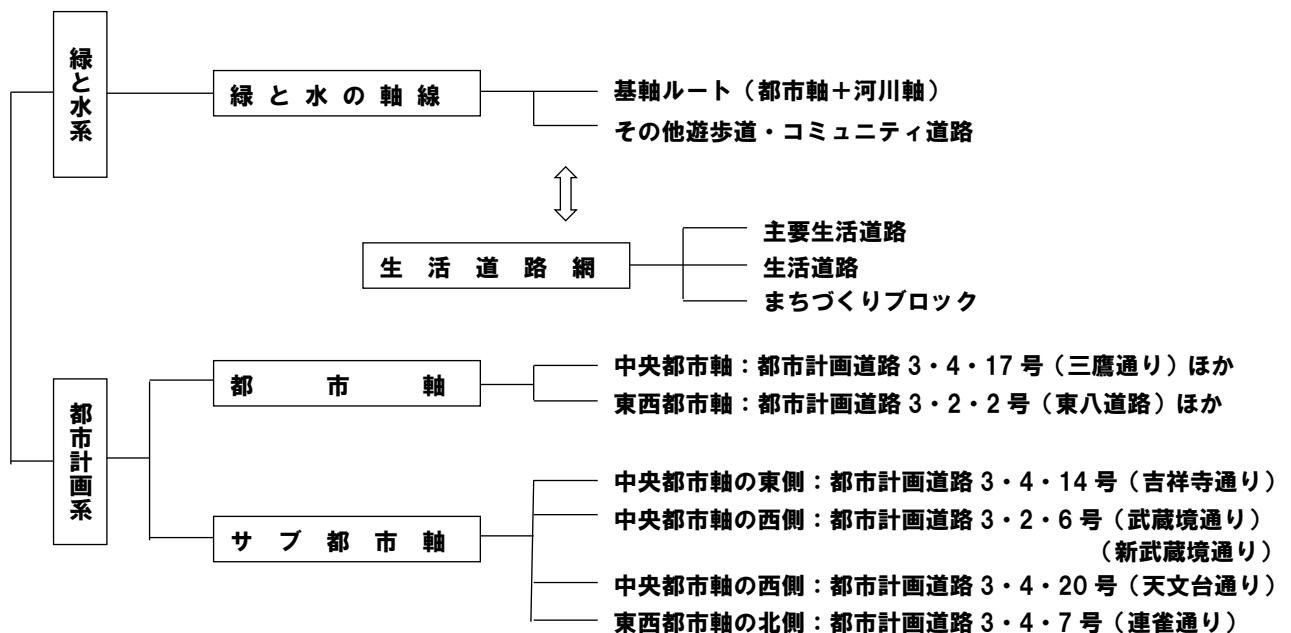
野川、仙川、玉川上水及び神田川の河川軸と、三鷹通り・中央通り・コミュニティ道路などの三鷹駅から市民センターまでの南北の一帯及び東八道路とそれとほぼ並行している人見街道一帯の2本の都市軸を緑と水の都市構造を支える基軸（緑と水の5大軸＝Z軸）として、緑や景観に配慮した安全で快適な都市空間づくりを行います。

これらの基軸での具体的な取り組みとしては、4つの「ふれあいの里」での里づくりや川沿いの緑道・遊歩道の整備、周辺の緑の保全、公園や広場のような高品質な雰囲気を持った歩行空間づくりなどがあります。

また、都市軸及びこれを補助する吉祥寺通り、天文台通り、武蔵境通り、新武蔵境通り、東八道路、連雀通りについては、現在整備が進んでおり、近い将来事業成果が予想される道路であり、街路樹の有する環境保全機能の役割も含め、道路緑化や沿道緑化などを通して緑の軸としての機能が期待されることから、緑と水の都市構造の軸線として位置づけ、質の高い都市空間づくりを行います。

さらに、遊歩道、コミュニティ道路など、歩行者を中心とした緑と水の回遊ルートにより、緑と水を結び回遊性のある都市づくりを行います。

■ 都市整備の骨格の体系



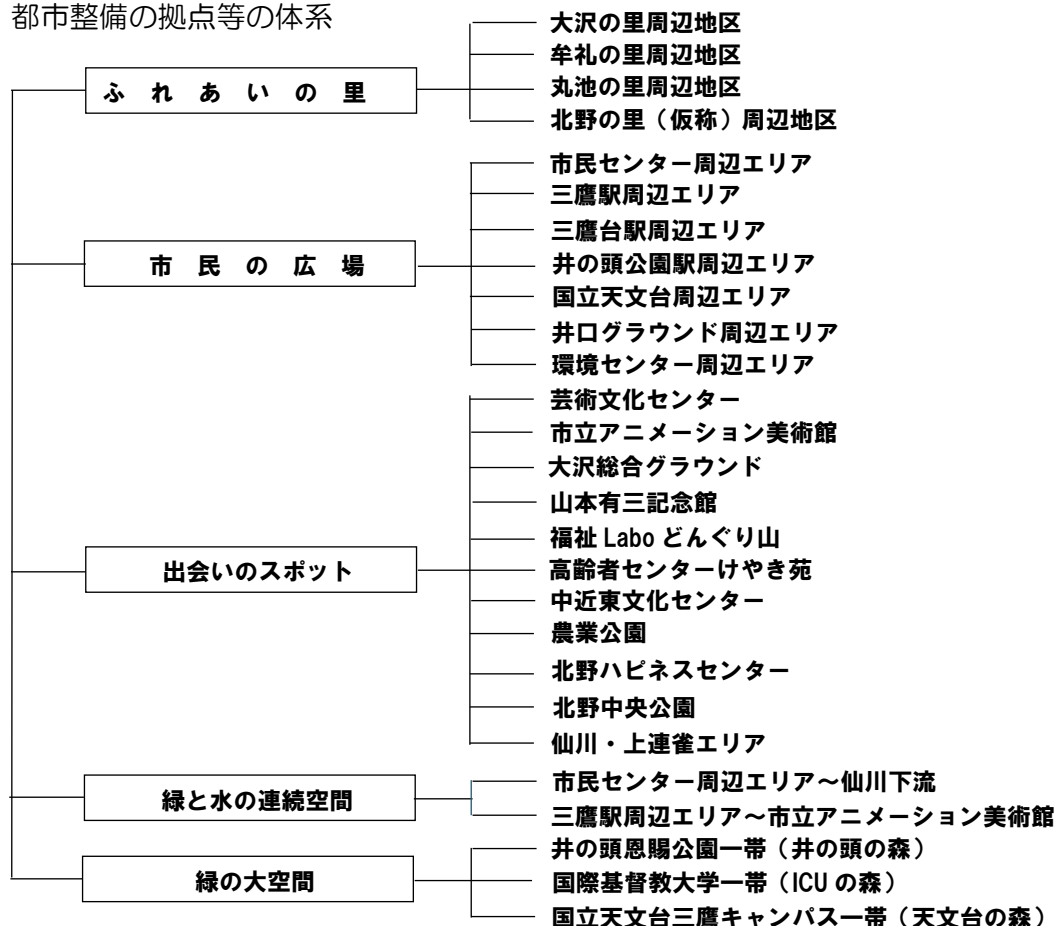
* 主な生活道路は、緑と水の軸線の一部として位置づけられています。

(2) 緑と水の拠点

大沢の里、牟礼の里、丸池の里及び北野の里（仮称）の4つの「ふれあいの里」を緑と水の拠点として位置づけています。「ふれあいの里」では、三鷹の原風景ともいえる樹林や農地などのふるさと資源を生かしながら、緑と水の公園都市を象徴する三鷹の歴史性や風土が感じられる空間づくりを行っていきます。

これらの拠点のほかにも市内には、多くの市民が集う文化・スポーツ施設等を中心とした『市民の広場』（7箇所）、及び、さらに地域に密着したスポット拠点として『出会いのスポット』（11箇所）を位置づけ、施設の建替えや建設、都市整備にあわせて、その施設を中心に周辺地域を緑や景観に配慮して整備していきます。また、まとまりのある緑の空間については、「三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリア～仙川平和公園～丸池の里（丸池公園）～新川天神山青少年広場～仙川下流」まで及び「三鷹駅周辺エリア～風の散歩道～井の頭の森～市立アニメーション美術館」の連続した大きな緑と水のつながりを『緑と水の連続空間』として、都立井の頭恩賜公園、国際基督教大学、国立天文台など、比較的まとまった規模の緑の空間で、緑と水の都市構造を構成する重要な要素となっているエリアを『緑の大空間』として位置付け、保全・活用を図り、さらに質の高い緑と水の都市空間を形成していきます。

■ 都市整備の拠点等の体系



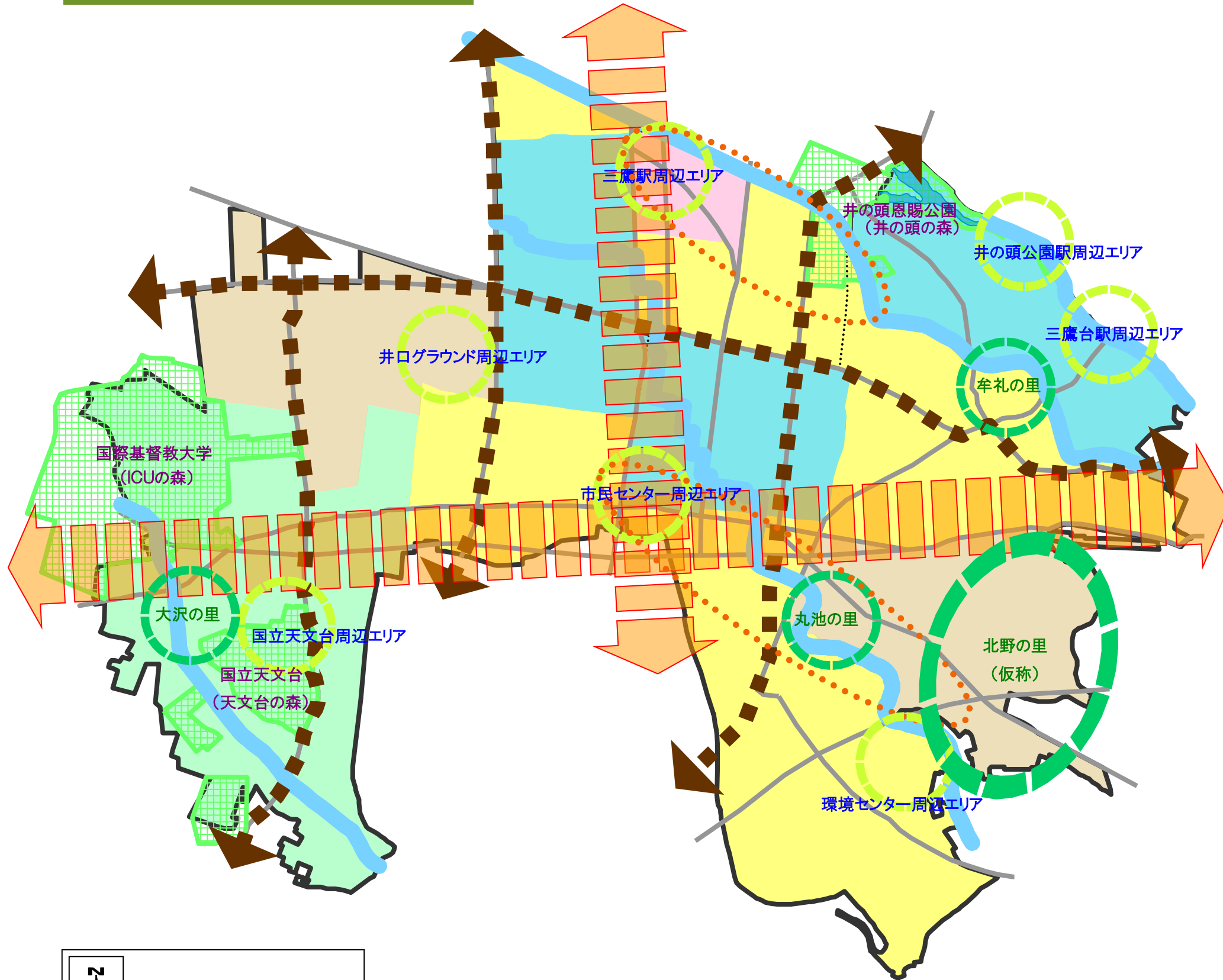
(3) 緑と水のまちづくりのゾーニング

市内には、商業・業務が集積する密集市街地や中低密度の住宅地、比較的農地などの自然環境が残るエリアなど、それぞれの地域に特性があり、緑や水に関する状況も異なっています。緑と水の都市空間づくりを全市的に繰りひろげていくためには、地域の特性に応じた緑と水のあり方を明確にして誘導を図っていくことが重要となってきます。そこで、まちづくりのゾーニングを基に、緑と水の視点から5つのゾーニングを設定します。

■ 緑と水のまちづくりのゾーニングと誘導の方向

①緑に恵まれた良好な住環境の維持が必要なゾーン		
特 性	農地や樹林地などの緑に恵まれた良好な住環境を持つ地域	
緑と水のまちづくりの方向	農地や樹林地などの自然環境の保全・活用と宅地内の緑化を推進し、より一層の緑の質の向上を図り、緑と調和した良好な住環境を保全・育成します。	
②屋敷林や農地の保全により農・住の調和をめざすゾーン		
特 性	農地等のまとまった緑が点在して残る地域	
緑と水のまちづくりの方向	点在する農地や屋敷林などの樹林の保全と沿道部の生垣化を促進し、地域の緑がネットワーク化した農住が調和する良好な都市空間の形成を図ります。	
③緑化の増進を図り良好な住環境の維持・向上をめざすゾーン		
特 性	低層の住宅を中心としたおおむね良好な住環境を形成している地域	
緑と水のまちづくりの方向	沿道部の生垣化を始めとする宅地内の緑化、道路緑化、公園・ポケットパークの整備を推進し、良好な住環境の維持及び質の向上を図ります。	
④都市基盤等の整備とともに緑の環境づくりを進めるゾーン		
特 性	狭隘な道路や密集した木造住宅など、地域の環境改善が望まれる地域	
緑と水のまちづくりの方向	道路や公園・ポケットパークなどの都市基盤の整備とともに、沿道部の生垣化や宅地内の緑化を推進し、住環境の改善を図ります。	
⑤中心市街地としての活性化とともに緑の環境整備を図るゾーン		
特 性	市の商業・業務機能が集積する中心市街地で、市の玄関口にふさわしい都市整備が望まれる地域	
緑と水のまちづくりの方向	再開発や協同建替えなどのまちづくり事業と連携して、公園やポケットパークの設置を行うとともに、屋上緑化や壁面緑化などを含めた屋外を活用した多様な宅地内等の緑化を推進し、緑の環境整備を図ります。	

将来像図



■緑と水の拠点

- ふれあいの里**
現在ある樹林や農地などのふるさと資源を生かしながら、三鷹らしさのあふれる地域の財産として保全、修景整備を図っていく拠点づくりを行います。
- 市民の広場**
市民が集う都市施設を中心に、周辺地域を緑や景観に配慮した空間として整備します。
- 緑と水の連続空間**
緑と水の拠点や緑と水の軸などをつなぐ面的な大きな緑地の連なりを創出し、保全・活用します。
- 緑の大空間**
まとまりのある緑の空間について、保全・活用し、さらに質の高い形成を図っていきます。

■緑と水の軸

- 都市軸（基軸）**
緑と水の都市構造を支える基軸として、緑や景観に配慮した安全で快適な都市空間づくりを行います。
- サブ都市軸**
都市軸を補助する幹線道路等を緑と水の都市構造のサブ的な都市軸として、質の高い都市空間づくりを行います。
- 河川軸（基軸）**
遊歩道の整備や河川と隣接する公園との一体的な整備、親水空間の創出など、緑と水の都市構造を支える基軸として充実を図っていきます。

■緑と水のまちづくりのゾーニング

- 緑に恵まれた良好な住環境の維持が必要なゾーン**
農地や樹林地などの自然環境の保全・活用と宅地内の緑化を推進し、より一層の緑の質の向上を図り、緑と調和した良好な住環境を保全・育成するゾーン
- 屋敷林や農地の保全により農・住の調和をめざすゾーン**
点在する農地や屋敷林などの樹林の保全と沿道部の生垣化を促進し、地域の緑がネットワーク化した農住が調和する良好な都市空間の形成を図るゾーン
- 緑化の増進を図り良好な住環境の維持・向上をめざすゾーン**
沿道部の生け垣化を始めとする宅地内の緑化、道路緑化、公園・ポケットパークの整備を推進し、良好な住環境の維持及び質の向上を図るゾーン
- 都市基盤等の整備とともに緑の環境づくりを進めるゾーン**
道路や公園・ポケットパークなどの都市基盤の整備とともに、沿道部の生け垣化や宅地内の緑化を推進し、住環境の改善を図るゾーン
- 中心市街地としての活性化とともに緑の環境整備を図るゾーン**
再開発や共同建替えなどのまちづくり事業と連携して、公園やポケットパークの設置を行うとともに、屋上緑化など多様な宅地内の緑化を推進し、緑の環境整備を図るゾーン

3 計画の基本方針と目標指標

本計画がめざす「緑と水の公園都市」の将来像を実現するためには、緑と水を都市の共有財産として守り、つくり育て、そしてそれらを地域のまちづくりに生かしていくとともに、こうした取り組みを支える体制やしきみづくりを行っていく必要があります。そこで、本計画においては、

- ①守る（保全） ②つくり育てる（創出）
③生かす（まちづくり） ④支える（協働の取り組み）

……の4つを計画の柱として取り組んでいくこととします。

■ 計画の基本方針の構成イメージ



また、緑と水の多くは、武蔵野の雑木林、社寺林、玉川上水、用水路などの自然資源、農地、屋敷林などの緑地・景観資源としてだけでなく、地域固有の歴史・文化を伝える資源として捉えることができます。そこで、歴史・文化遺産を、緑や水と同様の地域資源として連携を図りながらまちづくりに生かし、より個性的で魅力ある地域づくりを行っていくこととします。

そして計画を着実に進行させるため、国、都、市民、事業者・関係団体等が連携した取り組みによって達成すべき「目標指標」を設定します。

(1)「緑と水の公園都市」をつつむ緑と水を守る

市内には、国分寺崖線、国立天文台や国際基督教大学などのまとまりのある樹林地や土の香りを感じさせる農地、地域の風土を伝承する社寺林や屋敷林など、さまざまな緑が残っており、都市をつつむ貴重な環境資源となっています。また、野川、仙川、玉川上水及び神田川といった河川等や湧水など、恵まれた水資源も三鷹市の特徴の一つとなっています。こうした都市における貴重な自然を守り、「緑と水の公園都市」にふさわしい自然と共生する良好な環境のまちをめざします。

年度 項目	現況値	現況値	現況値	計画目標
	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 9 年度
緑被率	32.00% (平成 24 年度調査)	32.53% (平成 30 年度調査)	32.20% (令和 5 年度調査)	現状維持に 努める
農地面積	157ha	149ha	141ha	131ha
保存樹林 保存樹木	樹林：9箇所 樹木：712本	樹林：9箇所 樹木：747本	樹林：6箇所 樹木：698本	現状維持に 努める

●緑被率

緑被率とは、樹林地、草地、農地など直接的に地表面が植物で覆われている緑被地の面積が市域面積に占める割合を指します。

今後も自然緑地や農地等の保全、接道部緑化・屋上緑化など宅地内の緑化の推進を図り、令和5年度調査の水準の維持に努めます。

●農地面積

農地面積は課税台帳に基づく数値であり、計画目標値は、第5次三鷹市基本計画との整合を図っています。しかしながら、農地を都市緑地として位置づけた都市緑地法の改正などを踏まえ、今後も農地の保全・活用や都市型農業の育成を図り、農耕地の維持に努めます。

●保存樹林・保存樹木

保存樹林・保存樹木とは、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき、自然環境の保全、美観及び風致を維持するため必要があると市長が認めるとき、その所有者及び占有者の同意を得て指定される樹林、あるいは樹木のことを指します。

今後も保存樹林・保存樹木の枯死や損傷、伐採などを防止、その育成と保全、回遊ルートとの連携などの活用に努めます。

(2)「緑と水の公園都市」を実感できる身近な緑と水をつくり育てる

「緑と水の公園都市」にふさわしい都市としての風格や気品を高めていくには、豊かで質の高い緑やオープンスペースを確保することが重要となってきます。また、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境の保全には、身近な緑や水のもたらす効果は欠くことのできないものです。そこで、街路樹の整備や公共施設・民間施設の緑化を推進するとともに、自然を学び、自然にふれあうことができる憩いの場を地域の特性に合わせてつくり出し、「緑と水の公園都市」にふさわしい健康的で魅力ある都市環境を育てていきます。

項目	年度	現況値	現況値	現況値	計画目標
		平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 9 年度
公園緑地等面積		77.8 ha	82.1 ha	82.4 ha	82.7 ha
市域面積に対する公園緑地等の割合※注 1		4.72 %	5.00 %	5.02 %	5.04 %
生垣化率 ※注 2		21.2 % (平成 24 年度調査)	21.9 % (平成 30 年度調査)	21.8 % (令和 5 年度調査)	22.0 %
屋上緑化		268箇所 25,357 m ² (平成 24 年度調査)	303箇所 32,402 m ² (平成 30 年度調査)	404箇所 32,250 m ² (令和 5 年度調査)	460箇所 35,000 m ²

※注 1：市域面積＝16.42 km²。平成 27 年 3 月 31 日までは 16.50 km²。

※注 2：市内道路の接道延長に対する生け垣及び生け垣とブロック等の併用（生垣系）の延長。

●公園緑地等面積

公園緑地等面積には、市立及び都立の公園・広場・緑地に加え、大規模施設等で市民に一般開放された施設を含みます。

●市域面積に対する公園緑地等の割合

市域面積に対する公園緑地等の割合とは、上記（※注 1）の市域面積全体に対する、「公園緑地等面積」が占める割合を示した数値です。

今後も公園緑地の整備や民間の持つ大規模緑地等の一般開放を推進し、公園緑地等の面積の増加を目指します。

●生垣化率

生垣化率とは、市内の道路の接道延長に対する生け垣及び生け垣とブロック等の併用（生垣系）の延長の割合を示した数値です。

今後も生垣の造成に対する助成やモデルルートの設定、開発事業等にあたっての緑化指導により接道部の緑化を推進します。

●屋上緑化

屋上緑化とは、建物の屋上やテラスなどの人工地盤上の緑化地のことを示し、上記はその箇所数と面積を示した数値です。

都市化の進む現在の三鷹市においては、重要な緑化方策の一つになるため、開発事業等にあたっての緑化指導による屋上緑化を推進します。

（３）緑と水をつなぎ「緑と水の公園都市」にふさわしいまちづくり

緑と水のまちづくりについては、これまで「緑と水の回遊ルート整備計画」に基づき、主に公園都市の骨格づくりをめざした拠点（公園都市の核）づくりとみち（公園都市の軸）づくりを行ってきましたが、緑と水の都市空間を形成していくためには「緑と水の連続空間」のように面的な広がりをもった整備を進めていく必要があります。今後は、これまでの成果や「“百年の森”構想」を踏まえ、緑と水の基盤整備の一層の充実を図るとともに、それらを有機的に結びつけ回遊性のある都市づくりを、市民、事業者・関係団体等との協働により、全市的に展開していきます。

こうした緑のオープンスペースを、延焼遮断帯や避難路としての機能を持つ緑道や河川ルート等で結びネットワーク化していくことは、災害に強いまちづくりを進めていくことにもなります。

また、緑と水のネットワークづくりにおいては、都市環境の保全や生物多様性の保全といった点からも、地域レベル、周辺区市、さらに広域レベルまで連続していくことが重要です。そこで、河川や国分寺崖線など、広域的な緑や水の保全、整備にあたっては、東京都や周辺区市とも連携を図りながら取り組み、市周辺域の緑や水辺環境などとの繋がりや調和にも配慮した緑と水のネットワークの形成をめざします。

項目 \ 年度	現況値	現況値	現況値	計画目標
	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 9 年度
市内の公園緑地面積	74.3 ha	78.7 ha	78.9 ha	79.0 ha

●市内の公園緑地面積

市内の公園緑地面積には、市立・都立等の公園に加え都市緑地や開発に伴う提供緑地、青少年広場等の面積を含みます。

ふれあいの里をはじめとする公園緑地の整備や小規模公園の拡張、東京都施行の都市計画公園の整備について都へ要請するなどにより、市内の公園緑地面積の増加をめざします。

（４）協働で進める「緑と水の公園都市」

三鷹市は、自然環境に恵まれた良好な住宅都市として発展してきましたが、都市化に伴い、年々緑や湧水が減少している状況にあります。緑と水を守り、増やしていくためには、大部分を占める民間施設の緑化や民有緑地の保全が重要であり、そのためには市民参加による協働の取り組みが必要となってきます。

そこで、子どもから大人まで全ての人が、緑や水などの自然やそれらに囲まれた歴史・文化環境について理解を深め、共通した認識の基にさまざまな地域活動に参加できるよう、必要な情報の収集や提供を行うとともに、身近に自然に触れ、環境について学ぶことができる場づくりを行います。また、市民、事業者・関係団体等、行政がそれぞれの役割を分担しながら、まちづくりを進めるための制度や仕組みを整備し、「緑と水の公園都市」の実現を協働で推進します。

また協働に際して若年層の参加を促す取り組みを検討します。

項目	年度	現況値	現況値	現況値	計画目標
		平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 9 年度
公園ボランティアが管理する公園数・団体数		4 4 公園 3 9 団体	4 9 公園 4 1 団体	5 3 公園 4 7 団体	5 6 公園 5 0 団体

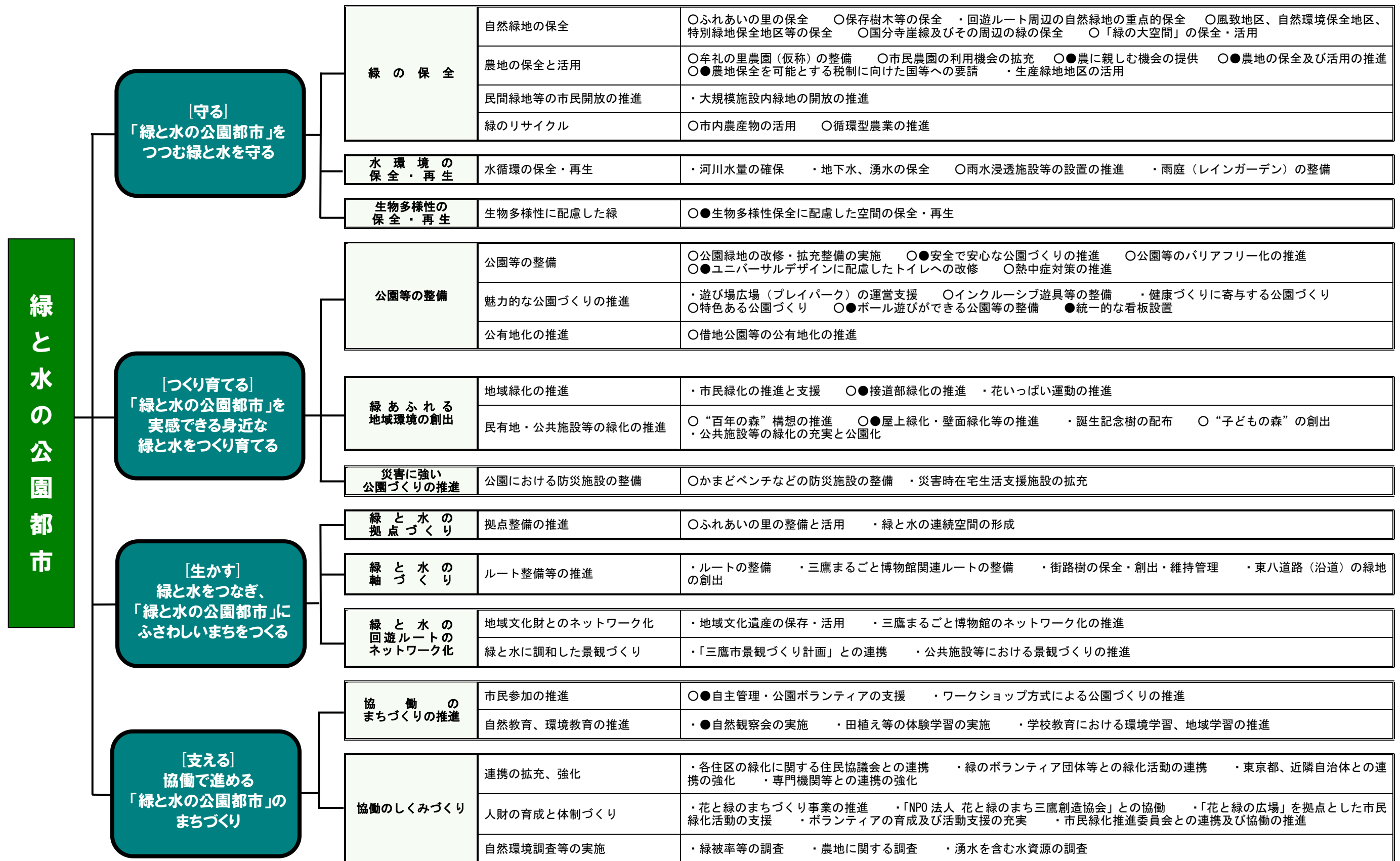
●公園ボランティア制度

5人以上の市民等のボランティア団体が、公園等の美化活動などの日常的な維持管理を行う「公園ボランティア団体」として市に申請し、認定された場合には、清掃・管理用具（ほうき、ちり取り、軍手、かま、せん定ばさみ、じょうろ等）を支給する制度です。

今後も、制度の周知やコーディネーターの育成などにつとめ、公園ボランティアの団体数、および、それらの団体が清掃・管理作業に参加している公園の増加を目指していきます。

4 計画の体系

○第5次基本計画の施策（以下「5次計の施策」という。） ●市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）の提案（以下「マチコエの提案」という。）



第4章

重点事業と各施策 ・事業の主な内容

1	重点事業の展開	38
2	各施策・事業の主な内容	47
3	住区ごとの「緑と水の方針」	55

1 重点事業の展開

計画の背景となる社会状況や緑と水の課題などを踏まえ、本計画期間内に重点的に取り組む事業を次のとおり設定します。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| (1) 特色のある公園づくりの推進
ー（安全で安心な公園づくり）ー | (4) “百年の森” 構想の推進 |
| (2) 災害に強い公園づくりの推進 | (5) 農のある風景、樹林地等の保全と活用 |
| (3) 市民緑化の推進 | (6) 協働による公園の管理・運営・活動等の支援 |
| | (7) 人財の育成と持続可能な体制づくり |

(1) 特色のある公園づくりの推進 ー（安全で安心な公園づくり）ー

利用者の意見を踏まえて、多世代が利用できる機能を備えた公園を整備するとともに、立地や地域に応じた特色のある公園づくりを推進します。特にニーズが高いボール遊びのできる公園については、広さや近隣周辺への影響等踏まえながら、庁内連携を図る中で、公園に限らずボール遊びのできる場の検討を進めます。



三鷹中央防災公園のインクルーシブ遊具

また、誰もが利用できる公園を整備し、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが楽しめる公園づくりをめざして、遊具改修の際に必要な応じてインクルーシブ遊具を設置するほか、バリアフリー等に配慮したトイレに改築し、誰もが利用できる公園づくりを推進します。

さらに、近年、気候変動により猛暑が増えていることから、水遊びのできる施設の整備や公園利用者の熱中症対策としてミスト設備の設置や木陰作りなど、クールスポットの創出を図ります。



三鷹中央防災公園のミスト施設

引き続き新規の公園緑地の確保にも努め、その整備にあたっては近隣住民や公園利用者等との意見交換会の開催や、市民参加のワークショップ方式を導入する

など、計画段階からの市民との協働を推進し、公園カルテの充実や活用も含め、多様な市民のニーズにあわせた公園づくりや運営を進めます。

遊び場広場や健康づくりと受動喫煙の防止対策、地域の歴史、文化、自然、景観などの特性を生かした特色ある公園の整備など、親しみと愛情をもって利用される特色のある公園づくりをめざします。

また、公園の永続的な活用を図るため、借地公園の公有地化に取り組んでいきます。

【主な関連施策・事業】

- 安全で安心な公園づくりの推進
- 遊び場広場（プレイパーク）の運営支援の拡充
- 健康づくりに寄与する公園づくり
- 借地公園等の公有地化の推進 など

（２）災害に強い公園づくりの推進

近年多発する自然災害の教訓や首都直下地震に備え平時及び災害時に公園緑地が果たすべき役割を踏まえた防災都市づくりを念頭に、災害時に活用できるかまどベンチなどの施設や三鷹市防災キャラクター「じじよまる」の遊具設置など情報発信の充実も含め、防災施設整備の取り組みを進めます。

さらに、公園のオープンスペースを活用し、災害時在宅生活支援施設の拡充を図っていきます。

【主な関連施策・事業】

- かまどベンチなどの防災施設の整備
- 災害時在宅生活支援施設の拡充



災害時在宅生活支援施設の倉庫前に設置した「じじよまる」の遊具
（北野いこい児童遊園）



三鷹中央防災公園のかまどベンチ

（３）市民緑化の推進

緑豊かな地域づくりを進めていくためには、公園や街路樹などの緑のほか、多くを占める住宅や事業所の緑化、農地や屋敷林など民有地の緑の保全と緑化を推進していくことが必要となります。花いっぱい運動や公園緑地等を活用しての花壇づくりなど、市民緑化事業を推進するとともに、接道部緑化、壁面・屋上緑化等に対する支援や拡充、ガーデニング講習会、ガーデニングフェスタの開催、誕生記念樹の配布、市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化などを通じて、緑化意識の啓発を図っていきます。



生垣による接道部の緑化

また、まちづくり条例に基づく開発事業者への緑化指導、地区計画制度の活用、景観づくり計画の方針、基準による誘導など、土地利用転換やまちづくり事業等に合わせた植樹、植栽により、新たな緑を創出していきます。

公園緑地等の樹木については、樹木の特性や樹勢、生育環境等を踏まえながら、樹形や樹冠にも配慮した管理を行い、緑の質の向上を図るとともに、不健全木や危険木については、適宜、更新等を行うなど、安全性と継続的な緑の維持に取り組めます。

こうした取り組みを通して、市域全体に散在する緑をつなげ、生物多様性の保全にも寄与する緑化の創出や保存の取り組みを進めていきます。

【主な関連施策・事業】

- 花と緑のまちづくり事業の推進
- 「NPO 法人 花と緑のまち三鷹創造協会」との協働
- 「花と緑の広場」を拠点とした市民緑化活動の支援
- ガーデニングフェスタの開催
- 接道部緑化の推進
- 市民緑化推進委員会との連携及び協働の推進
- ボランティアの育成及び活動支援の充実 など

（４）“百年の森”構想の推進

これまで、「緑と水の公園都市」の実現に向けた都市空間整備として、骨格となる都市軸（道路）や河川軸、まとまった緑の空間や緑と水の拠点について、その保全や整備に取り組んできました。また、拠点等を結ぶ回遊ルートの整備や沿道

部の緑化の推進により、緑と水のネットワーク化を図ってきました。こうした緑や水の基盤を基礎としながら、三鷹駅前地区の“子どもの森（仮称）”を第一歩として、人が集い、憩える緑の空間を整備し、それを徐々に駅前地区に波及させ、さらに面的につないでいく“百年の森”構想を推進し、質の高い住環境の形成とまちの魅力の向上を図ります。今後、“百年の森”構想の実現に向けて段階的に取り組んでいきます。

・フェーズ1 “子どもの森”をつくる

“百年の森”構想を実現するための第一歩となる拠点、それが“子どもの森”です。市内の各所に豊かな緑がある三鷹市ですが、三鷹駅前には緑や公園が少ないという現状があります。そこで、駅前の再開発をきっかけに、市の内外からたくさんの方が集い、憩える、緑の空間を整備したいと考えています。

・フェーズ2 三鷹駅前地区の緑をだんだん増やしていく

“百年の森”構想の第二段階は、三鷹駅前地区に緑を広げていくことです。“子どもの森”の緑豊かな空間を、まちの共通したデザインとして、駅前地区全体に広げていきたいと考えています。そのためには、この地域で生活したり、活動をしたりする市民の皆さんの協力が欠かせません。皆さんに「緑のまちの育てびと」となってもらい、森のようなまちを形作っていくために、支援策について検討していきます。

・フェーズ3 緑をつないで市全体を「緑のまち」にする

“百年の森”構想の第三段階では、市内にあるさまざまな緑地・里・樹林・農地を、緑でつないでいきます。つなぐことで市全体が大きな「緑のまち」となり、「緑と水の公園都市」にふさわしい、緑あふれるまちなみが広がります。

また、東八沿道についても「東八道路沿道における景観ガイドライン」に基づき、緑の連続空間の創出や新たなにぎわいの場の育成を図っていきます。

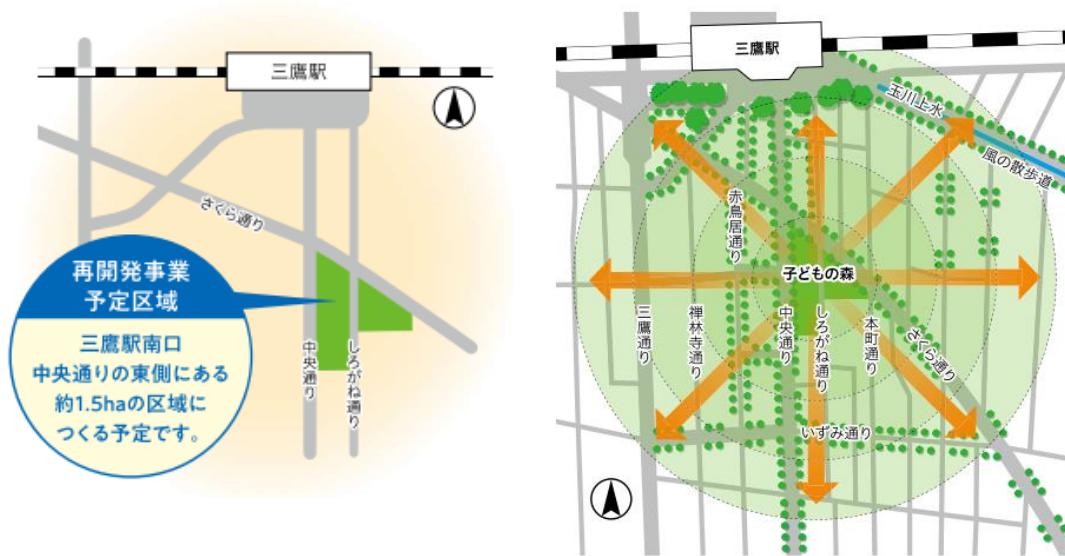
【主な関連施策・事業】

- “子どもの森”をつくる
- 百年の森”構想の推進
- 緑をつないでいく
- 東八沿道の緑地の創出

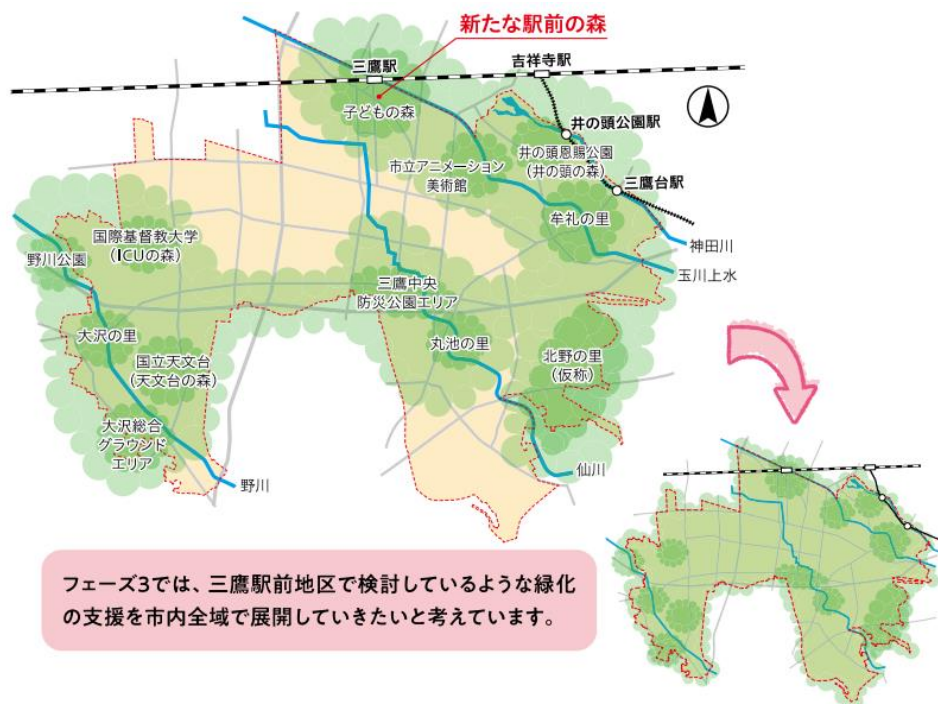
● “百年の森”

フェーズ1 “子どもの森”をつくる

フェーズ2 三鷹駅前地区の緑を
だんだん増やしていくイメージ図



フェーズ3 緑をつないで市全体を
「緑のまち」にするイメージ図



■図4-1 “百年の森” 構想

（５）農のある風景、樹林地等の保全と活用 （農地保全に向けた基本方針）

三鷹市内には、江戸時代に開墾された農村の面影を残す風景が多く残っています。これらは三鷹の原風景として、また、三鷹特有の財産として、将来に継承すべき緑として大切にしていかなければなりません。これらの農地や屋敷林、「鎮守の杜」といわれる寺社境内の緑、巨木・名木などの景観的にも重要な樹木等については、三鷹の地に代々伝えられてきた『農のある風景』として、保全や活用を行っていく必要があります。

農地は、農作物を生産するとともに、気候変動の緩和、震災時の一時避難場所、ふるさと感じさせる景観づくりや緑と水の環境保全等、多くの機能を持つ貴重な緑となっています。しかしながら、都市計画事業、相続、生産緑地の指定から30年の経過などにより、農地の減少が依然続いています。



屋敷林

農地の減少を抑制し、その保全が図られるよう、引き続き、生産緑地制度を積極的に活用し、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の指定など、経営耕地としての保全を推進するとともに、市民が農地の保全と活用に関する施策について理解を深める農作業の体験事業等を実施します。市の都市計画事業にあたっては、失われる農地について、国・都・農業者及び農業団体と協力し、代替農地の確保に努めます。

また、「生産緑地買取・活用支援事業制度」や「未来へ残す東京の農地プロジェクト制度」等をはじめとする国や東京都の保全制度等を活用しながら以下の農地については、優先的に確保に努めていきます。

（１）「農のある風景保全地区」に指定された農地

三鷹市景観条例に基づく「農のある風景保全地区」に指定された地区内にある農地

（２）「緑と水の環境整備重点地区」に指定された農地

三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例に基づく「緑と水の環境整備重点地区」に指定された地区内にある農地

（３）三鷹の原風景を残しているような農地

「農のある風景保全地区」、「緑と水の環境整備重点地区」に該当しない農地で、三鷹らしさを感じさせる景観を形成している農地など、特に保全が必要と認められる農地

市が確保した農地については、農業者の指導のもと市民が農作物を育成する体験農園、市民農園、学校農園、老人レジャー農園等としての活用や、農園、農業公園としての整備、農業法人やNPO等への委託による花卉・野菜等の農産物の生産等として活用を図ります。

樹林地は、かつて田畑とともに里山の風景を作り出していました。薪・炭などの燃料や落ち葉の堆肥としての活用など、雑木林は人の暮らしと深く関わりながら、人の手が加わることで、維持され、多様な生態系を育んでいました。しかし現在では、そうした人との関わりが失われ、雑木林などの樹林地等は大幅に減少しています。

樹林地等を健全な雑木林として維持していくために、古木等の更新や剪定、不健全木や支障枝等の除去など、適正な維持管理や更新を推進するとともに、市民への開放など、単に保全するだけでなく、市民が持続的に関わり、親しみながら利用することで、身近な緑として価値のあるものと実感できるよう取り組んでいきます。

【主な関連施策・事業】

- 農地の保全・整備手法の検討と推進
- 農のある風景保全地区制度の推進
- 農の風景育成地区制度の活用
- 緑と水の環境整備重点地区の保全
- 生物多様性に配慮した空間の保全・再生
- 牟礼の里農園（仮称）の整備
- 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進 など

（６）協働による公園の管理・運営・活動等の支援

公園が未永く地域に親しまれるものであるためには、地域のニーズにあった公園整備に加え、公園が地域の手で引き継ぎ守り育まれることが重要です。そこで、公園緑地等の日常的な維持管理や運営に市民団体が参加する機会をさらに増やしていくとともに、「世話人」や「公園ボランティア団体」の活動の支援など、公園の整備、管理運営における市民参加の拡充を図っていきます。また、公園の不具合等に対して早期の対応を図るため、LINE 等のツールを活用して市民が連絡することシステムを構築するとともに、身近な公園や公園の特色に応じて利用する公園を選ぶ

ことができるよう公園マップの作成に取り組みます。

さらに、「緑と水に関するコミュニケーション活動」として、環境学習講座、体験型イベント、WEB サイトやパンフレットによる広報、市民相互のコミュニケーション支援などを総合的、戦略的に推進し、緑と水に触れ合い、体験から学び、交流を通して、自身の経験として、緑と水を感じ、考える機会を増やしていきます。

【主な関連施策・事業】

- 花と緑のまちづくりの展開
- 自主管理・公園ボランティアの支援
- 公園の活性化に関する協議会設置の検討
- NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会との連携の拡充 など

■表 4-1 公園ボランティア団体一覧（全 48 団体、令和 7 年 2 月）

団体名	公園名	団体名	公園名
華の会	都営深大寺児童遊園	おおさわ Green Fingers	大沢天神児童遊園
丸池の里わくわく村	丸池公園	すぽっとガーデンクラブ	大沢中台児童遊園
ハートフルグループ	上連雀七小南児童遊園	Li ガーデンくらぶ	中原三丁目 9 番地緑地
野ばらグループ	下連雀みなみうら児童公園	シルバー人材センター牟礼 1 班	赤とんぼ児童遊園
新川富士見・はづき会	下連雀けやき児童遊園	社会福祉法人にじの会	大沢みはらし児童遊園
牟礼笑楽会	牟礼めぶき児童遊園 牟礼とりで児童遊園 牟礼南児童遊園 牟礼あおぞら児童遊園	下連雀 6 丁目防災ひろば・楽しみ隊	下連雀六丁目防災広場
花	下連雀一丁目 10 番緑地	樺グループ	牟礼さくら児童遊園 牟礼けやき児童遊園
むらさき公園ボランティアの会	むらさき児童公園	山中親交会(旧:山中広場清掃ボランティア)	山中第一、第二児童遊園
つつじヶ丘団地自治会	中原つつじヶ丘児童遊園	井の頭 1 丁目町会	三鷹台児童公園
いちご会	下連雀七丁目 3 番緑地	北野東晴クラブ グラウンドゴルフグループ	北野中央公園
クリーンアップあおやぎ	新川あおやぎ公園	つばめのこ	深大寺つばめ児童遊園
野草とハーブの会	井の頭上水北児童遊園 井の頭野草児童遊園	ボランティア団体 feel	下連雀こでまり児童遊園、 ひまわり児童遊園、北野公園、 下連雀陽だまり児童遊園、下連雀陽だまり児童遊園、下連雀けやき広場、下連雀きつねくぼ児童遊園
大沢公園を育む会（大沢はぐネット）	大沢青少年広場	鷹南倶楽部	新川天神山青少年広場 新川丸池公園
三鷹市シルバー人材センター井口班	井口あさかげ児童遊園	吉祥寺 CARP(旧 武蔵野 CARP)	堀合児童公園 堀合遊歩道
イーストグリーン（旧東野会）	東野児童公園	TRASH TALK	仙川平和公園
コマクサ	深大寺ひばり児童遊園	三鷹市立第六小学校	下連雀ひまわり児童遊園
あじさい公園市民ボランティア	下連雀あじさい児童遊園	多摩南生活クラブ まち三鷹	仙川平和公園 丸池公園
三鷹市シルバー人材センター深大寺班	深大寺北児童遊園	ベルテ井の頭管理組合	井の頭手のひら児童遊園
木のいい仲間	北野中央公園	北野山野草会	北野公園
緑・上連雀 4（フォー）	上連雀新道北児童遊園	ケンパ井の頭保育園	三鷹台児童公園、 三鷹台やすらぎ児童公園
サカエこばと会	新川こばと児童遊園	生活機能型デイサービスりぶうえる	牟礼ゆりのき児童遊園
きらめきライフ多摩（旧さくらの会）	下連雀さくら児童遊園	つつじヶ丘防災公園ボランティアの会	中原もみじ防災公園
三鷹ガーデンコミュニティ（すずめクラブ）	中原三丁目 1 番緑地	TEAM つくしの井の頭	井の頭つくし児童遊園
しんぐるま廻し隊	大沢の里水車周辺	よつ葉っこクラブ	上連雀すずかけ児童遊園

（７）人財の育成と持続可能な体制づくり

協働の取り組みが活発に、そして継続的に展開されるには、幅広い市民の参加やさまざまな活動が可能となるしくみづくりが重要となります。「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」による支援のより一層の充実を図るとともに、引き続き、緑の保全や地域緑化活動、公園の管理運営等を担うボランティア、専門的な技術や知識を有し、剪定等の樹木の維持管理を実践できる人財など、緑を支える人財の育成に取り組めます。市民参加に際しては、若年層の参加を促す取り組みについても検討します。

また、民間緑地の市民管理などのモデル事業を通して、市民相互による新たな人財育成や、より自主・自律的で持続可能な協働の仕組み・体制の構築を図っていきます。

さらに、市民緑化推進委員会との連携及び協働を推進し、市民への緑化の啓発や緑化事業等の充実を図ります。



コミュニティ・ガーデンづくり

【主な関連施策・事業】

- 花と緑のまちづくりの事業の推進
- ボランティアの育成及び活動支援の充実
- NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働
- 市民緑化推進委員会との連携及び協働の推進
- 「花と緑の広場」を拠点とした市民緑化活動の支援 など

2 各施策・事業の主な内容

(1) 守る：「緑と水の公園都市」をつつむ緑と水を守る

市内には、国分寺崖線、国立天文台や国際基督教大学などのまとまりのある樹林地や土の香りを感じさせる農地、地域の風土を伝承する寺社林や屋敷林など、さまざまな緑が残っており、都市をつつむ貴重な環境資源となっています。野川、仙川、玉川上水及び神田川といった河川等や湧水など、恵まれた水資源も三鷹市の特徴の一つとなっています。こうした都市における貴重な自然を守り、「緑と水の公園都市」にふさわしい自然と共生する良好な環境のまちをめざします。



新川天神山青少年広場の雑木林

第5次三鷹市基本計画の施策（以下「5次計の施策」という。）を○印で、市が設置した市民参加でまちづくり協議会 Machikoe（マチコエ）（以下「マチコエ」という。）の提案を、●印で記載しています。

【各施策・事業の内容】 ○5次計の施策、●マチコエの提案

①緑の保全

▽自然緑地の保全

- ふれあいの里の保全
- 保存樹木等の保全
 - ・回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全
- 風致地区、自然環境保全地区、特別緑地保全地区等の保全
- 国分寺崖線及びその周辺の緑の保全
- 「緑の大空間」の保全・活用

自然環境保全地区や保存樹林等の指定及び支援を積極的に行うとともに、これらの制度について充実を図っていきます。とくに回遊ルート周辺の緑地についてはふれあいの里や国分寺崖線沿いを重点的に保全していきます。

また、国立天文台、国際基督教大学、都立井の頭恩賜公園などを「緑の大空間」エリアとして、より積極的な緑の保全・活用を推進します。

特に重要な樹林地等の緑地を対象として、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」の適用により、緑地の保全を行います。なお、現在三鷹市内における特別緑地保全地区は、「勝淵神社特別緑地保全地区」1ヶ所が存在します。

▽農地の保全と活用

○牟礼の里農園（仮称）の整備 ○市民農園の利用機会の拡充 ○●農に親しむ機会の提供 ○●農地の保全及び活用の推進 ○農地保全を可能とする税制に向けた国等への要請 ・生産緑地地区の活用	牟礼の里農園（仮称）の整備など、農空間を活用して農業と市民との交流、農業とのふれあい場づくりを行っていきます。また、市民農園を身近に利用できるよう利用機会の拡充に取り組むするとともに、農に親しむ機会を提供し、農業と市民との交流機能の拡充を図ります。 また、生産緑地の追加指定、特定生産緑地の指定、保全制度等の推進、国・東京都の保全制度等の活用を図るなど、農地の保全に努めます。農地保全を可能とするため、相続税等の税制に関する軽減措置の拡充や生産緑地制度の改善等について、国等へ要請していきます。
--	---

▽民間緑地等の市民開放の推進

・大規模施設内緑地の開放の推進	国立天文台、国際基督教大学、ルーテル学院大学等の大規模施設内緑地の開放に向け、所有者と協議しながら仕組みづくりを検討していきます。
-----------------	---

▽緑のリサイクル

○市内農産物の活用 ○循環型農業の推進	地産地消の拡大を図るため、直売所の ICT 化による情報発信や三鷹農業、市内産農産物及び加工品の効果的な PR 方法を検討します。 また、農地から出る作枯れ残渣や剪定枝等の堆肥化事業の可能性を検討し、循環型農業を推進します。
--	--

②水循環の保全・再生

▽水循環の保全・再生

・河川水量の確保 ・地下水・湧水の保全 ○雨水浸透施設等の設置の推進 ・雨庭（レインガーデン）の整備	水辺に親しむことのできる河川の環境づくりや平常時の河川水量の確保について、東京都や近隣自治体と連携を図りつつ取り組んでいきます。 さらに、公共施設の改修や開発事業等において雨水浸透施設等の設置を推進するとともに、雨庭（レインガーデン）の整備に取り組みます。
---	--

③生物多様性の保全・再生

▽生物多様性に配慮した緑

○生物多様性に配慮した空間の保全・再生	公園緑地や公共施設等の植栽等、市が整備する空間には、在来種の植物による緑化や雑木林の適正な管理等、自然の生態系に配慮します。
---------------------	--

(2) つくり育てる：「緑と水の公園都市」を実感できる 身近な緑と水をつくり育てる

「緑と水の公園都市」にふさわしい都市としての風格や気品を高めていくには、豊かで質の高い緑やオープンスペースを確保することが重要となります。そこで、公共施設や民間施設の緑化など、日常生活において目にふれることができる緑化を推進するとともに、自然を学び、自然にふれあうことができる憩いの場を地域の特性に合わせてつくり出し、「緑と水の公園都市」にふさわしい個性的で魅力ある都市環境を育むことをめざします。



プレイパーク

【各施策・事業の内容】 ○5次計の施策、●マチコエの提案

①公園等の整備

▽公園等の整備

○公園緑地の改修・拡充整備の実施 ○●安全で安心な公園づくりの推進 ○公園等のバリアフリー化の推進 ○●ユニバーサルデザインに配慮したトイレへ改修 ●熱中症対策の推進	遊具等が老朽化した公園等については、安全で安心して利用できるように、バリアフリーに配慮し、適切な改修を推進します。特に、大規模な改修にあたっては、利用者の声を反映するように努めます。老朽化したトイレについてもユニバーサルデザインに配慮したトイレへ改修を進めていきます。また、熱中症対策を進めていきます。
---	--

▽魅力的な公園づくりの推進

・遊び場広場（プレイパーク）運営支援 ○インクルーシブ遊具等の整備 ・健康に寄与する公園づくり ○特色ある公園づくり ○●ボール遊びができる公園等の整備 ●統一的な看板設置	自分の責任で自由に遊べるプレイパークについては、三鷹市プレイパーク運営委員を支援し、今後も継続的に開催をします。 誰もが遊べるインクルーシブ遊具の整備や健康に寄与する特色ある公園づくりに努めます。 また、ボール遊びのできる公園等の整備については、公園に限らずボール遊びのできる場の検討をするとともに、統一的な看板の設置に取り組めます。
---	--

▽公有地化の推進

○借地公園等の公有地化の推進	借地公園等の永続的な確保を図るため、土地所有者の意向等を踏まえ、補助金等を活用しながら公有地化の推進に努めます。
----------------	--

②緑あふれる地域環境の創出**▽地域緑化の推進**

・市民緑化の推進と支援 ○接道部緑化の推進 ・花いっぱい運動の推進	市民グループが行う緑化活動に対する支援制度の充実を図るとともに、講習会やガーデニングフェスタの開催などにより、ガーデニング運動の発展をめざします。 また、緑豊かな街並み誘導とブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するため接道部緑化を推進します。 さらに、花いっぱい運動や街かど花壇づくりなど、地域住民やボランティア等を連携した取り組みを継続して行います。
---	--

▽民有地・公共施設等の緑化の推進

○“百年の森”構想の推進 ○壁面・屋上緑化等の推進 ・誕生記念樹の配布 ○“子どもの森”の創出 ・公共施設等の緑化の充実	三鷹駅前周辺地区（約17ha）において、魅力ある質の高いまちづくりを推進するため、“子どもの森”をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業（約1.5ha）を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出を推進します。本地区から市全体を「緑のまち」する“百年の森”構想の実現をめざします。 また、壁面・屋上緑化の工事費を助成して緑を創出するとともに、赤ちゃんの健やかな成長と、緑に親しむ心の育成を願い、誕生記念樹の配布を行うなど、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進します。 さらに、街路樹の整備や公共施設等において、緑の創出や適正な維持・保全に努めるとともに、樹木の適正管理により、緑の質の向上を図ります。
--	---

③災害に強い公園づくりの推進**▽公園における防災施設の整備**

○かまどベンチなどの防災施設の整備 ・災害時在宅支援施設の拡充	平常時に利用している公園を災害時に活用できるように、かまどベンチや防災倉庫など、防災施設の整備を行います。また、必要に応じて、災害時在宅支援施設の拡充を図ります。
--	--

（３）生かす：緑と水とつなぎ、「緑と水の公園都市」にふさわしいまちをつくる

これまで「緑と水の回遊ルート整備計画」に基づき、主に公園都市の骨格づくりをめざした拠点（公園都市の顔）づくりとみち（公園都市の軸）づくりを行ってきましたが、緑と水の都市空間を形成していくためには、さらに面的な広がりをもった整備を進めていく必要があります。今後は、これまでの成果をモデルに、緑と水の基盤整備の一層の充実を図るとともに、それらを有機的に結びつけ、回遊性のある都市づくりを市民、事業者・関係団体等との協働により、全市的に展開していくことをめざします。

こうした緑のオープンスペースを、延焼遮断帯や避難路としての機能を持つ緑道や河川ルート等でネットワーク化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。



風の散歩道

【各施策・事業の内容】 ○５次計の施策、●マチコエの提案

①緑と水の拠点づくり

▽拠点整備の推進

- ふれあいの里の整備と活用
- 緑と水の連続空間の形成

「ふれあいの里」については、現在ある樹林や農地、湧水などのふるさと資源を生かした里づくりを引き続き推進します。牟礼の里内においては、牟礼の里農園（仮称）を整備します。また、東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）蓋かけ上部空間等及びその周辺を含めた「北野の里（仮称）」を新たなふれあいの里として、緑と農のある地域特性を生かした空間の創出を推進します。

市民センター周辺エリア（三鷹中央防災公園、農業公園）から仙川平和公園、さらに丸池の里（丸池公園）、新川天神山青少年広場を経て仙川下流まで、また、三鷹駅前エリアから、風の散歩道、井の頭の森、市立アニメーション美術館までを連続した大きなみどりのつながりとして「緑と水の連続空間」の形成を図っていきます。

②緑と水の軸づくり

▽ルート整備等の推進

・ルートの整備 ・三鷹まるごと博物館関連ルートの整備 ・街路樹の保全・創出・維持管理 ・東八道路（沿道）の緑地の創出	ルート整備については、全市的に緑や水の拠点を結ぶルートと歴史・文化遺産をつなぐルートの整備を図っていきます。 また、ルート整備における緑として、「街路樹」の存在にあらためて注目して、保全・創出し、剪定時には樹冠に留意するなど、適正な維持管理に努めるとともに、樹木の適正な管理により、緑の質の向上を図ります。 さらに、東八道路沿道における景観ガイドラインに基づき、緑の連続空間の確保に努めます。
---	---

③緑と水の回遊ルートのネットワーク化

▽地域文化財とのネットワーク化

・地域文化遺産の保存・活用 ・三鷹まるごと博物館のネットワーク化の推進	市民との協働により地域の文化遺産の保存、活用を図ります。「大沢の里水車経営農家」においては、市民解説員の養成及び活動支援を行うとともに、大沢の里水車経営農家と大沢の里古民家を中心に、大沢の里周辺の文化遺産を巡るルートやマップの作製を市民協働で進め、ネットワーク化を推進します。
--	---

▽緑と水に調和した景観づくり

・「三鷹市景観づくり計画」との連携 ・公共施設等における景観づくりの推進	「三鷹市景観づくり計画」との連携を図ります。 また、事業者等の協力を得ながら、建築行為等において、三鷹らしい景観づくりの誘導を行います。
---	--

(4) 支える：協働で進める「緑と水の公園都市」のまちづくり

三鷹市内においては、都市化に伴い、年々緑や湧水が減少している状況にあります。緑と水を守り、増やしていくためには、大部分を占める民間施設の緑化や市民による緑地の保全が重要であり、そのためには市民参加による協働の取り組みが必要となります。

子どもから大人まで全ての人が、緑や水などの自然やそれらに囲まれた歴史・文化環境について理解を深め、共通した認識の基にさまざまな地域活動に参加できるよう、必要な情報の収集や提供を行うとともに、身近に自然に触れ、環境について学ぶことができる場づくりを行っていきます。また、市民、事業者・関係団体等、市がそれぞれの役割を分担しながら、まちづくりを進めるための制度やしくみを整備し、「緑と水の公園都市」の実現を協働で推進することをめざします。



大沢地区のコミュニティ・ガーデン

またその際、若年層の協働への参加を促す取り組みを検討します。

【各施策・事業の内容】 ○5次計の施策、●マチコエの提案

①協働のまちづくりの推進

▽市民参加の推進

○●自主管理・公園ボランティアの支援 ・ワークショップ方式による 公園づくりの推進	公園緑地の整備改修にあたっては、その規模や内容等に応じてワークショップ、懇談会の開催など多様な手法を用いながら市民参加を図っていきます。管理・運営については、自主管理方式の導入を進めるとともに、公園ボランティアの活動を支援します。 また、情報について、LINEを活用した利用者からの情報提供などを検討します。
--	--

▽自然教育、環境教育、地域の歴史・文化教育の推進

・自然観察会の実施 ・田植え等の体験学習の実施 ・学校教育における環境学習、地域学習の推進	直接的な協働の場だけでなく、正しい知識を体験的に学ぶことができる学習講座や気軽に参加できるイベントなど、「緑と水」についての興味・関心を引き出す機会を増やします。 植物観察会や野鳥観察会、田植え等の体験農園事業等を引き続き実施するとともに、市民ニーズを把握しながら一層の充実を図っていきます。
---	--

②協働のしくみづくり

▽連携の拡充、強化

・住民協議会との連携 ・緑のボランティア団体等との緑化活動の連携 ・東京都、近隣自治体との連携の強化 ・専門機関等との連携の強化	住民協議会や関係団体、東京都・近隣自治体との連携をさらに深めていくとともに、専門知識や技術を有する人材の派遣などについて、緑のボランティア団体や専門機関等との協力体制を整備してきます。
---	---

▽人材の育成と体制づくり

・「NPO 法人 花と緑のまち三鷹創造協会」との協働の拡充 ・「花と緑の広場」を拠点とした市民緑化活動の支援 ・ボランティア活動支援の充実 ・市民緑化推進委員会との連携及び協働の推進	「NPO 法人 花と緑のまち三鷹創造協会」を中核として、支援のより一層の充実、樹木管理のボランティアの育成、ワークショップ型の公園整備など、より一層の市民参加と多様な協働機会の創出を図ります。また、市民協働活動の拠点として「花と緑の広場」を活用するとともに、市民緑化推進委員会との連携及び協働を推進し、市民への緑化の啓発や緑化事業等の充実を図ります。
--	--

▽自然環境調査の実施

・緑被率等の調査 ・農地に関する調査 ・湧水を含む水資源の調査	緑被率や農地面積の調査を行い、三鷹市内の緑や農地の現況や推移を把握し、将来の緑のまちづくりの基礎資料とします。 また、東京都が行う湧水を含む水資源の調査についても把握に努めます。
---	---

3 住区ごとの「緑と水の方針」

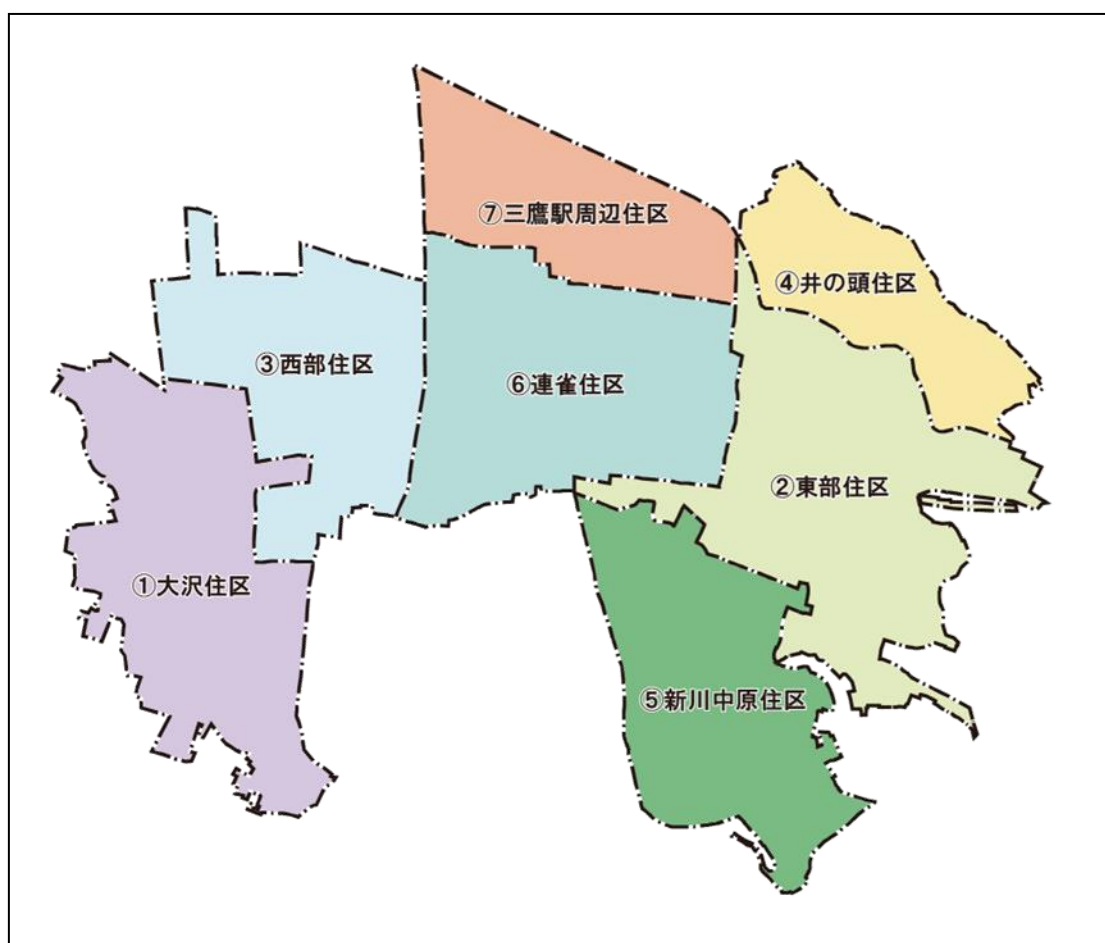
緑と水の基本計画を進めるうえでは、市内各地域の特性を踏まえ、それに合わせた特色のある緑と水の環境づくりを進めることが大切です。

三鷹市では、昭和40年代よりコミュニティ行政に着手し、コミュニティ・まちづくり施策の単位として、コミュニティ住区をふまえた展開を進めてきました。

そして、そのコミュニティづくりの手法として、コミュニティ・センター建設（ハード面）、運営組織（ソフト面）の住民協議会の組織化を順次進め、そこを拠点（核）としたまちづくりを進めてきました。

現在は市内7つの住区に分かれており、そのコミュニティ住区の現況は下図のとおりとなっています。

以下では、「三鷹市土地利用総合計画 2027」で定められた「住区ごとのまちづくり方針」を元に、7つの住区それぞれにおける「緑と水の方針」を整理します。

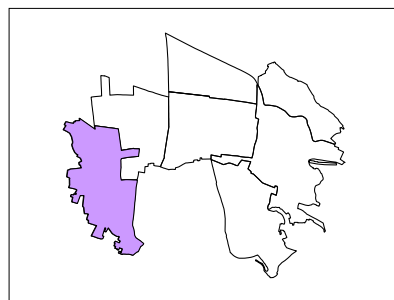


■図 4-2 7つの住区

(1) 大沢住区

① 特性

大沢住区は、市の西南部に位置し、北側に、大学、工場などがあり、南西側に、調布飛行場や都立野川公園などがあります。住区のほぼ中央部には、広大な緑地を持った国立天文台、国際基督教大学等があり、大沢の市街地は、そのまわりを馬蹄形に広がるようにして発展してきました。国立天文台周辺エリアを「三鷹市土地利用総合計画 2027」で「地域の拠点」として位置づけるとともに「緑の大空間」として、今後、周辺環境の保全・整備を図っていきます。



大沢住区は、野川や国分寺崖線など、豊かな緑や水といった自然の資源があり、防災や防犯などの安全性とのバランスを取りながらの保全・整備が求められていることから、『緑と水の回遊ルート整備計画』の「ふれあいの里」である大沢の里では、こうした自然環境を活かした整備と活用が行われています。

② 緑と水の方針

大沢住区は、野川周辺の国分寺崖線の緑をはじめ、国際基督教大学、国立天文台など、自然環境や緑に恵まれた地域であり、野川沿いの一部地域を風致地区等に指定するなど、まとまった緑空間の保全を図ります。

野川周辺には、拠点である大沢の里があり、「三鷹市土地利用総合計画 2027」では「ふれあいの里保全ゾーン」として、国分寺崖線の樹林や湧水、河川の水辺空間の保全を図るとともに、景観ポイント、市民農園・体験農園をはじめとするレクリエーション、水車や古民家をはじめとする地域文化財など広く市民に親しまれる、まちづくりの整備を推進します。今後も大沢の里の修景整備と連携しながら遊歩道の整備や野川沿いの公園の改修など、野川を軸とした整備を推進します。

三鷹まるごと博物館事業として三鷹の原風景ともいえる大沢の里にある「大沢の里水車経営農家」及び「大沢の里古民家」の保存、活用を図るとともに、大沢の里及び国分寺崖線については、「三鷹市景観づくり計画」に基づき、重点的に景観づくりを行う区域として、整備・誘導のあり方等について検討を行います。

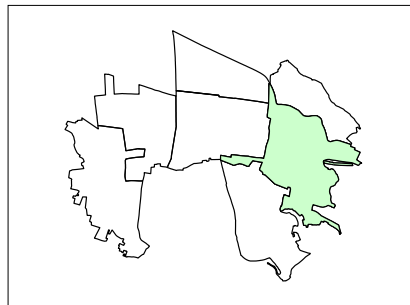
国立天文台周辺のまちづくりでは、市が国立天文台と連携したまちづくりに取り組むことで、緑地の保全等に配慮した天文台敷地北側ゾーンの有効活用を推進するとともに、天文台の森（北側）を次世代に引き継いでいけるよう検討します。

東八道路沿道は、西部の野川公園と東部の玉川上水をつなぐ、市の骨格となる連続した緑とにぎわいを創出していくとともに、西部からの玄関口となります。

(2) 東部住区

① 特性

東部住区は、牟礼と北野の全域、新川の一部で構成された地域で、緑地や農地などが多く残されており、住宅地としては、緑の環境に恵まれています。



「牟礼の里」では、平成7年3月に「牟礼の里公園」が開設され、緑と農の風景を活かした整備が行われています。

東京外かく環状道路の事業化に伴い、中央ジャンクション（仮称）を中心とした周辺一帯において良好な住環境を創出するとともに、農環境等を維持するために、「北野の里（仮称）」の整備に向けた取り組みを進めています。また、東京外かく環状道路の周辺都市計画道路の整備に係る地域のまちづくりについて、地域特性を反映した取り組みが求められています。

② 緑と水の方針

東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）蓋かけ上部空間等と、その周辺地域を第4のふれあいの里「北野の里（仮称）」として位置づけ、緑と農のある地域特性を生かした適切な土地利用の検討を行うとともに、外環事業等によって多くの農地が失われることから、国や東京都と連携し蓋かけ上部空間等における農地の創出に努めます。また「蓋かけ上部空間等」と一体的なまちづくり・みちづくりを連携して進め、農のある風景の保全を図ります。

「緑と水の回遊ルート」の河川軸の一つである玉川上水及びその周辺緑地の保全を東京都に要請していきます。国の史跡として指定された玉川上水にも近い「牟礼の里」は、「三鷹市土地利用総合計画 2027」の「ふれあいの里保全ゾーン」として、昔ながらの三鷹のふるさとの風景を保全・活用し、市民が農業体験や農風景を体感できるように、牟礼の里農園（仮称）の整備を行うとともに、農業が維持されるよう農地の保全及び農業従事者への支援等について検討を行います。

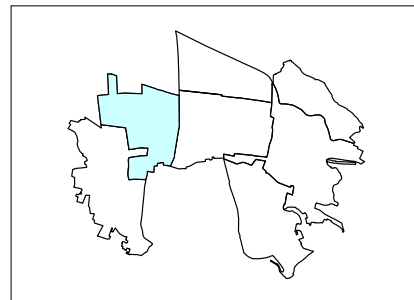
三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリアから、仙川平和公園、丸池の里、新川天神山青少年広場、仙川下流までについて整備を進め、緑と水の連続性を活かした面的な「緑と水の連続空間」の創出を検討します。玉川上水、牟礼の里、北野の里（仮称）については、「三鷹市景観づくり計画」に基づき、重点的に景観づくりを行う区域として、整備・誘導のあり方等について検討します。

また、東八道路沿道は、西部の野川公園と東部の玉川上水をつなぐ、市の骨格となる連続した緑とにぎわいを創出していくとともに、東部からの玄関口となります。

(3) 西部住区

① 特性

西部住区は、農地や隣接する国際基督教大学などとの豊かな自然環境と調和を図りながらまちづくりを進めています。



住区の四方を、東八道路、連雀通り、天文台通り及び武蔵境通りに囲まれており、幹線道路沿道のにぎわい空間の創出と後背地の住環境との調和を図ることが、求められています。特に東八道路沿道への商業施設立地に関しては、住宅地環境との調和を図る必要があります。主要幹線道路の整備として、環境施設帯のある都市計画道路 3・2・6 号（調布保谷線）が整備され、地域の拠点となる井口グラウンドの整備が進められています。

しかし、南北の生活道路は比較的充実しているものの、東西道路の整備が課題となっていることから、東西道路の整備を推進するとともに、沿道緑化の促進などにより、良好な住環境の創出を求められています。

② 緑と水の方針

地域内ルートである小中学校やコミュニティ・センターなど公共施設を結ぶ散歩道の整備を進めていきます。

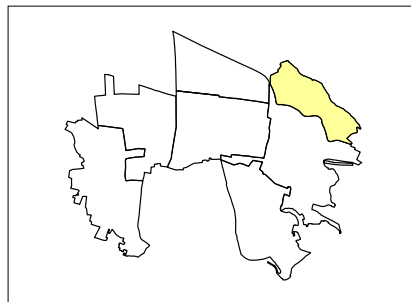
本住区に隣接する国際基督教大学エリアは、「三鷹市土地利用総合計画 2027」では、3 つの大学が集中する文化・教育・健康の拠点としているほか、「緑の大空間」に位置づけていることから、学園通りのルート整備や沿道の児童遊園の魅力ある運営など、文化、教育の場にふさわしい環境づくりを行います。

うるおいのある快適な都市空間の創出を目指し、公園等の公有地化等を進めるほか、今後、住区内の各施設を結ぶ道路の高品質化をはじめ、接道部緑化、屋上緑化等を推進していきます。

(4) 井の頭住区

① 特性

井の頭住区は、都立井の頭恩賜公園を含む市の北東に位置しています。京王電鉄井の頭線が、公園と神田川に沿って走り、吉祥寺駅にも近く、都心への通勤等の交通利便性が高い地域になっています。また、玉川上水と神田川に挟まれた住区は、閑静な住宅街を形成しています。



しかし、住区内の道路が狭いことから、災害時における避難路の確保など、安全安心のまちづくりの取り組みが必要です。不燃化の促進とともに災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

三鷹台駅前周辺地区については、「三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針」に基づき、駅前広場を整備しました。これに伴いコミュニティバス等と鉄道との乗り換えが容易になるなど、交通結節点としての機能強化を図っています。また、町会や商店街など、多様な団体が一丸となり、ハードとソフトが一体となったまちづくりに取り組んでいます。

② 緑と水の方針

河川ルートとして位置づけられた玉川上水については、樹林帯の保全や緑道の整備を東京都水道局に働きかけていくとともに、上水沿いの公園のリニューアルなどを行っていきます。

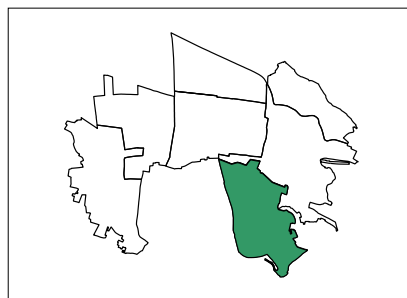
神田川については、河川改修事業の中で、最上流部の「せせらぎ化」による親水河川としての整備を行い、下流部については、河床の修景や遊歩道、ポケットパークの整備を行ってきました。今後は、遊歩道の未整備区間について、都と連携し、ネットワーク化を進めていきます。

玉川上水、神田川と都立井の頭恩賜公園については、「三鷹市景観づくり計画」に基づき、重点的に景観づくりを行う区域として、整備・誘導のあり方等について検討します。

(5) 新川中原住区

① 特性

新川中原住区は、新川のほとんどの地区と中原の全域からなり、住区の中央部には、中央自動車道が東西に横切っています。また、仙川が流れており、周辺からは、多くの遺跡が発掘されています。市では、仙川と丸池を中心に「丸池の里」の整備を進めています。



市民センター周辺エリアにおいては、「三鷹中央防災公園」が整備され、三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリアから、仙川平和公園を経て、さらに丸池の里、新川天神山青少年広場、仙川下流までの区間について一体的に「緑と水の連続空間」として位置づけています。

本住区は、戦後の急速な宅地化により集合住宅が多く建てられた地域となっています。「三鷹市土地利用総合計画 2027」の杏林大学・新川島屋敷エリアにおいては、総合的な地域ケアの拠点として地区計画を指定し、新川団地など老朽化した集合住宅の建替えが完了しています。

② 緑と水の方針

市民センターから、仙川下流まで「緑と水の連続空間」の対象として、今後も引き続き保全・活用等の検討を進め、緑と水の連続性を活かした緑の面的な空間の創出を検討します。

勝淵神社は、自然や文化・歴史的遺産である「鎮守の森」として、次世代に継承すべき空間であることから、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定しており、神社周辺における緑地を保全し、仙川や丸池公園等と一体的な緑地空間を形成していきます（勝淵神社特別緑地保全地区の保全整備計画に関しては、資料編を参照のこと）。

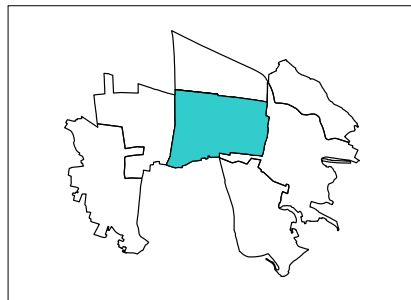
東京外かく環状道路及び中央ジャンクション（仮称）の整備に伴い、蓋かけ上部空間等を中心とした周辺一帯の緑の保全と推進、農地の保全について検討を行います。

また、環境センター跡地等における適切な利活用の検討と緑化の推進を図ります。

(6) 連雀住区

① 特性

連雀住区は、市の中心部に位置しています。市役所をはじめ公共施設が集中し、交通の便もよく、生活上の利便性の高い地域です。芸術文化の拠点として、上連雀に芸術文化センターエリアが位置づけられています。



また、市民センターエリア及び三鷹中央防災公園エリアにおいて、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」が整備されました。

連雀住区は、公園等の緑地が少ないことや住居系の用途地域に工場等が混在していることなどから、すでに形成されている周辺環境に配慮し、調和を図りながら、まちづくりを進める必要があります。

また、都営住宅や大型マンション等の集合住宅が多いことも特徴のひとつです。

② 緑と水の方針

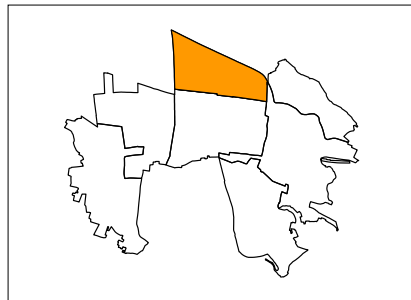
河川ルートである仙川は、上連雀・下連雀エリアの上流部においては、現在、市民にとって水と親しめるものとはなっていませんが、今後、都と連携しながら修景整備等による憩い空間等の創出を検討していきます。三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリアから、仙川平和公園を経て、さらに丸池の里、新川天神山青少年広場、仙川下流までを「緑と水の連続空間」の対象として今後も引き続き保全・活用等の検討を進め、緑と水の連続性を活かした緑の面的な空間の創出を推進していきます。

芸術文化センターについては、周辺環境と調和した芸術文化のスポットとして、周辺地域を含め、緑豊かなにぎわい空間となるよう、整備等を行っていきます。

(7) 三鷹駅周辺住区

①特性

三鷹駅周辺住区は、市の玄関口である三鷹駅があり、本市で最も人口密度が高い地域です。駅前地域は、市の商業の中心ですが、同時に地域の大部分は密集した住宅街であり、住居と商業の混在が、住区の複雑な土地利用の性格を形づいています。病院や商店は、市内で最も集中しており、駅に近いこともあって生活の利便性が高い地域となっています。



三鷹駅前地区の約 17 ヘクタールの区域については、魅力ある質の高いまちづくりを推進するため、“子どもの森”をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業（約 1.5ha）を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出を図ることとしています。本地区から市全体を「緑のまち」にする“百年の森”構想をめざすとしています。

②緑と水の方針

三鷹駅前広場は、「市民の広場」に位置づけられており、にぎわいと出会いの場として、三鷹市の玄関口にふさわしい魅力的な空間となるよう整備を行いました。引き続き、三鷹駅前周辺地区については、屋上、壁面などを含めた緑の空間の広がりを創出していくとともに、緑と一体となった広場空間の整備により、多くの市民が訪れ、憩う活性化の拠点づくりと三鷹駅前の中心としてふさわしい環境や防災に配慮したまちづくりを推進します。

玉川上水沿いの都市計画道路 3・4・13 号については、三鷹駅前から万助橋間の区間が「風の散歩道」の名称で市民に親しまれていますが、玉川上水については「三鷹市景観づくり計画」により、重点的に景観づくりを行う区域として「東京都玉川上水整備活用計画」を踏まえた整備・誘導のあり方等について検討します。

住宅地の中を流れる仙川上流部については、「水」の復活を図り、遊歩道の設置や公園と一体的に整備する仙川上流部環境整備事業を進めており、水源の森あけぼのふれあい公園も開設されましたが、引き続き都と連携を図り、事業の推進に取り組んでいきます。

「三鷹駅前エリア」から「風の散歩道」を経て、「井の頭の森」、「市立アニメーション美術館」までを「緑と水の連続空間」として位置づけ、緑と水の連続性を活かした緑の面的な空間の創出や保全を推進していきます。